

所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設 さくら苑

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

■所定疾患施設療養費（Ⅰ）（Ⅱ）について

- 対象となる入所者の状態は次の通り。
・肺炎 ・尿路感染症 ・带状疱疹 ・蜂窩織炎
- 肺炎及び尿路感染症については検査を実施した場合のみ算定できる。
- 診断名、診断を行った日、実施した投薬・注射・処置の内容などを診療録に記載する。
なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に医療機関で行われた検査・処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載する。
- 治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に（Ⅰ）の場合は1回に連続する7日を限度、（Ⅱ）の場合は1回に連続する10日を限度とし、月に1回に限り算定する。
- 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定しない。
- 算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。

■所定疾患施設療養費Ⅱ算定状況（令和5年度）

件数	52件	(肺炎 10件)(尿路感染症 38件) (带状疱疹 1件)(蜂窩織炎 3件)
検査	尿一般・沈査 67件 胸部X線写真 16件	尿培養 65件 など
使用抗菌薬 (経口)	オーグメンチン ジェニナック セファレキシン セフспан サワシリン レボフロキサシン	
使用抗菌薬 (点滴)	スルバシリン セフオン ピペラシリンナトリウム ゾシン	
使用抗ウイルス薬	ファムシクロビル	